

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	
目的	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進し、国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする	
国の窓口	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
道の窓口 (内線番号)	建設部住宅局住宅課計画係、指導係 (29-518)	
事業の概要	対象団体	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社 等
	対象事業	地域住宅計画に位置付けられた公的賃貸住宅等が対象 公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型に限る）、都心共同住宅供給事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業、地域住宅政策推進事業
	採択要件	社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の作成・計画書の国への提出
	補助率 又は 補助額	事業費に対して概ね50%（交付金の額は一定の算定方法により算出）
	対象経費	上記対象事業に要する費用
	財政支援	起債措置及び交付税措置 ・公営住宅建設事業債 100% ・公共事業等債 90%（本来分50%、財源対策債分40%） ※上記の詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと
その他		
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

地域住宅分野における社会資本整備総合交付金の活用

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための事業制度

【交付対象事業】

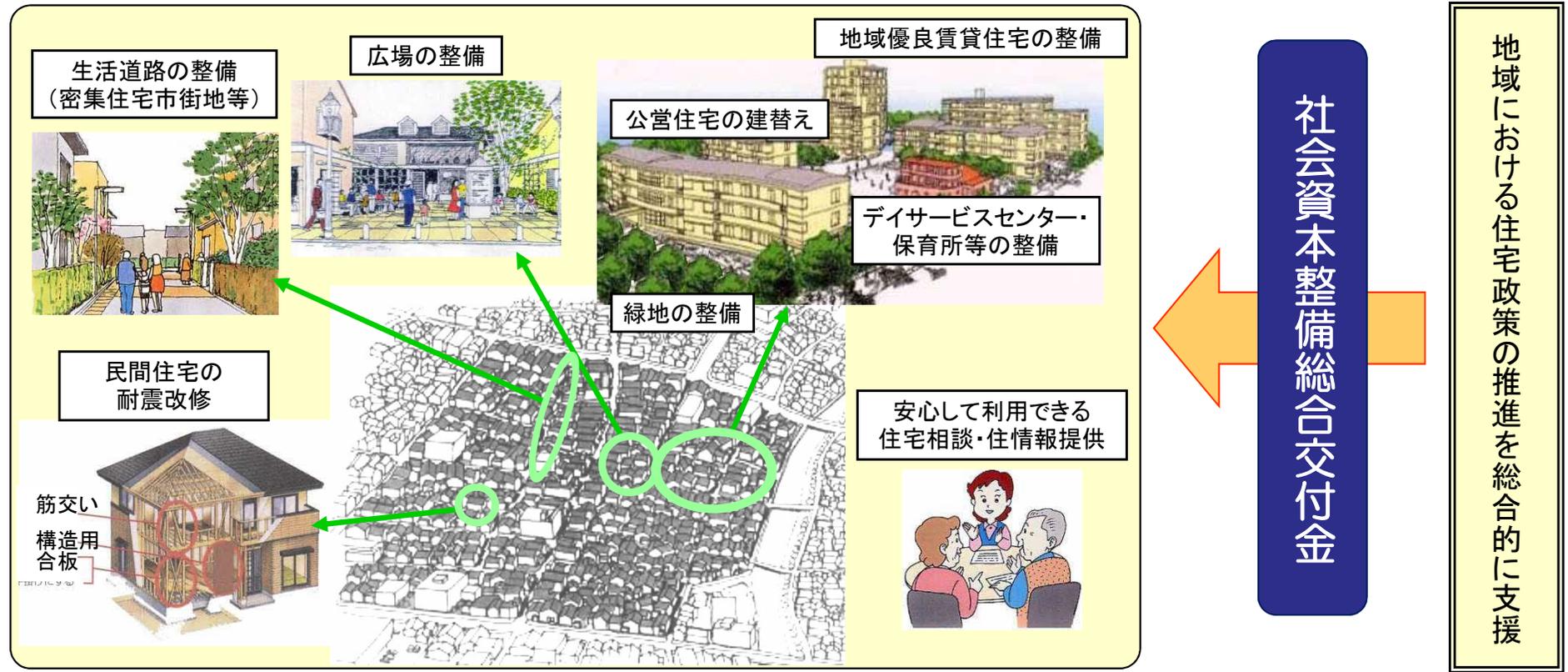
○ 基幹事業：地域住宅計画に基づく事業

公営住宅整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、都心共同住宅供給事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業
地域住宅政策推進事業（地域住宅特措法に基づく提案事業）

○ 関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業、公的賃貸住宅の整備事業

○ 効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

【交付金の額】 交付金算定対象事業費の原則50%を助成



住宅分野における交付対象事業

【基幹事業】 社総金交付要綱 第6 第一号

⑮. 地域住宅計画に基づく事業 (旧・地域住宅交付金事業)

- 公営住宅整備事業等
 1. 公営住宅整備事業
 2. 地域優良賃貸住宅整備事業
 3. 公営住宅等ストック総合改善事業
 4. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業
- 住宅地区改良事業等
- 市街地再開発事業 (主に公的賃貸住宅等の整備に限る)
- 優良建築物等整備事業
- 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型に限る)
- 都心共同住宅供給事業
- 住宅市街地基盤整備事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- 災害公営住宅家賃低廉化事業

- 地域住宅政策推進事業
(地域住宅特措法に基づく提案事業)

 事業費の上限は、効果促進事業と合わせて、全体の2割まで

⑯. 住環境整備事業

- 市街地再開発事業
- 優良建築物等整備事業
- 市街地総合再生施設整備
- 基本計画等作成等事業
- 暮らし・にぎわい再生事業
- バリアフリー環境整備促進事業
- 都市再生総合整備事業
- 住宅市街地総合整備事業
(都心共同住宅供給事業、防災街区整備事業、都市再生住宅等整備事業を含む)
- 街なみ環境整備事業
- 住宅市街地基盤整備事業
- 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
- 住宅・建築物安全ストック形成事業
- 狭あい道路整備等促進事業
- 勧告マンションの建替え
- 都市・地域再生緊急促進事業
- 防災・省エネまちづくり緊急促進事業
- 集約都市開発支援事業

+ 【関連社会資本整備事業】 社総金交付要綱 第6 第二号 イ

- 基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業、公的賃貸住宅の整備事業

+ 【効果促進事業】 社総金交付要綱 第6 第二号 ロ

- 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業）	
目的	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする	
国の窓口	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	
道の窓口 (内線番号)	建設部住宅局住宅課計画、指導係 (29-518)	
事業の概要	対象団体	地方公共団体、地方住宅供給公社、民間事業者 等
	対象事業	住宅市街地整備計画に位置付けられた住宅市街地整備に係る施設が対象。 整備計画策定等事業、市街地住宅等整備事業、居住環境形成施設整備事業、延焼遮断帯形成事業、住宅・建築物耐震改修事業、民間賃貸住宅等家賃対策補助事業、防災街区整備事業、都市再生住宅等整備事業、関連公共施設整備、街なみ環境整備事業、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、優良建築物等整備事業
	採択要件	社会資本総合整備計画の作成・計画書の国への提出
	補助率 又は 補助額	交付率 1 / 2、1 / 3
	対象経費	上記対象事業に要する費用
	財政支援	起債措置及び交付税措置 ・公営住宅建設事業債 100% ・公共事業等債 90%（本来分50%、財源対策債分40%） ※上記の詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと
	その他	
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

施策名 (事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	
目的	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成し、公共の福祉に寄与することを目的とする	
国の窓口	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	
道の窓口 (内線番号)	建設部住宅局住宅課計画、指導係 (29-518)	
事業の概要	対象団体	市町村、法定協議会
	対象事業	社会資本総合整備計画に記載した街なみ環境整備方針に定められた街なみ環境整備促進区域の整備に係る施設が対象協議会活動助成事業、整備方針策定事業、街なみ整備事業、街なみ整備助成事業
	採択要件	社会資本総合整備計画の作成・計画書の国への提出
	補助率 又は 補助額	交付率 1/2、1/3
	対象経費	上記対象事業に要する費用
	財政支援	起債措置及び交付税措置 ・公共事業等債 90%（本来分50%、財源対策債分40%） ※上記の詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと
	その他	
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

施策名 (事業名)		地域居住機能再生推進事業
目的		既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進等を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする
国の窓口		国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室
道の窓口 (内線番号)		建設部住宅局住宅課計画、指導係 (29-518)
事業の概要	対象団体	地方公共団体、地方住宅供給公社、民間事業者 等
	対象事業	地域居住機能再生計画に位置付けられた住宅市街地整備に係る施設が対象 住宅市街地総合整備事業、公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、スマートウェルネス住宅推進事業
	採択要件	地域居住機能再生計画の作成・計画書の国への提出
	補助率 又は 補助額	補助率 1 / 2
	対象経費	上記対象事業に要する費用
	財政支援	起債措置及び交付税措置 ・公共事業等債 90% (本来分50%、財源対策債分40%) ※上記の詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと
要	その他	
中心市街地活性化法との関連 <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業 (優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

地域居住機能再生推進事業

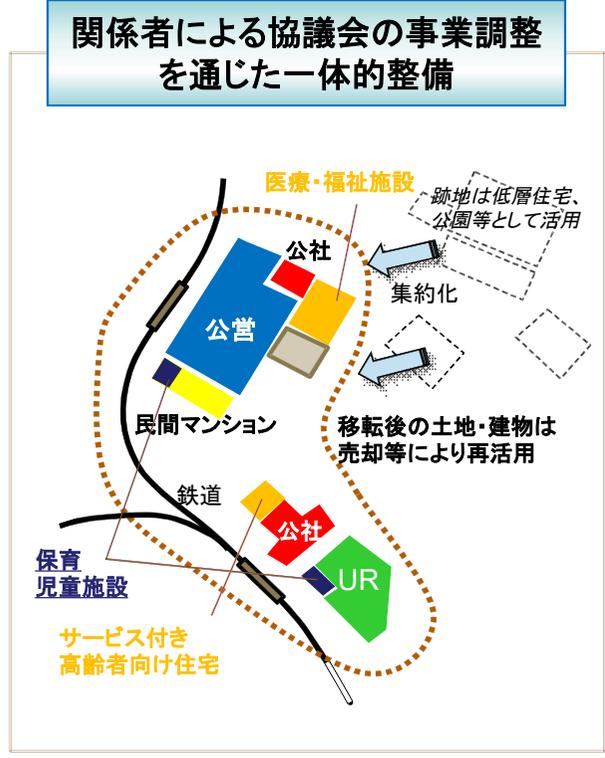
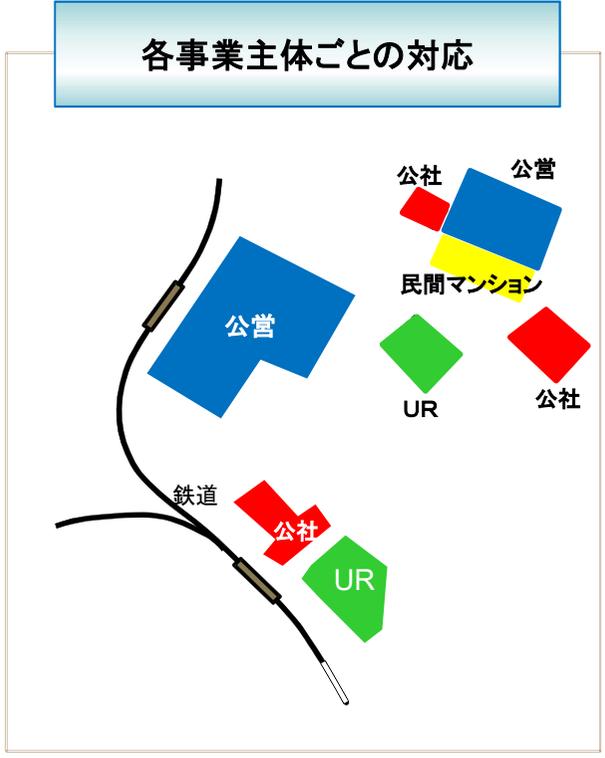
現状・課題

- 高齢化が急速に進展する地域における公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足
- 大規模団地の再生を通じて、周辺の市街地も含めた地域全体の再編を図る必要性

事業目的

○大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

地域居住機能の再生のイメージ



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入